

区自治協議会条例 改正（案）の概要について

1 改正（案）の骨子について

（1）方向性

○これまで以上に、組織のあり方を区の実情に合ったものにする。

（2）改正（案）のポイント

- 自治協の役割を、現在の実情に合った形に明確化する。
- 委員の住所要件を区内から市内へと緩和するとともに、委員構成区分を①コミ協等選出委員、②公共的団体等選出委員、③その委員（公募委員・有識者等）とする。また、①・②の委員は再任回数制限無し、③の委員は再任1回までとする。
- 地方自治法に縛られない本市独自の協議会とする。

2 改正事項について

（1）役割について

改正趣旨	改正前	改正後
協働の要から派生した地域代表・実施主体としての役割を明確化し、役割の理解向上を図る。	自治協は、区民等と市との協働の要として、多様な意見を調整し取りまとめを行うものとする。	自治協は、区民等と市との協働の要として、多様な意見を調整し取りまとめを行うとともに、 <u>地域課題の解決や、情報の共有に努めるものとする。</u>
諮問・建議事項を区の地域課題に関することとし、議論の活性化を図る。	諮問・建議事項は、 <u>①区が所掌する事務、②市が処理する区に係る事務、③市の事務処理にあたっての区民等との連携強化に関する事務</u> とする。	諮問・建議事項は、 <u>区の地域課題に関すること</u> とする。
必須意見聴取対象とする施設を、特に審議が必要な施設に絞ることで、議論の活性化を図る。 区民への影響が大きいものの公の施設には該当しない区役所庁舎等についても意見聴取できるようにする。	必須意見聴取事項は、区が所管する <u>公の施設</u> の設置・廃止等に関する基本的事項とする。	必須意見聴取事項は、区が所管する <u>区民への影響が大きい施設のうち、市長が別に定めるもの</u> の設置・廃止等に関する基本的事項とする。

（2）委員構成・任期について

改正趣旨	改正前	改正後
住所に関わらず適切な委員委嘱ができるようにする。	<u>区内</u> に住所を有する者とする。	<u>市内</u> に住所を有する者とする（公募委員を除く）。
必要最低限の委員構成を明確化し、議論の活性化を図りやすくする。	委員は、 <u>①コミ協、②公共的団体等、③学識経験者、④公募、⑤その他のいずれかに該当するものとする。</u>	委員は、 <u>①コミ協等、②公共的団体等、③その他（有識者・公募等）</u> に該当するものとする。 <u>コミ協連合組織の代表者も委員として認める。</u>
コミ協・公共的団体等の実質的な代表者からの団体を背負った発言が行われやすくなるようにする。	<u>コミ協委員は再任2回まで、それ以外の委員は再任1回までとする。</u>	<u>コミ協等・公共的団体等選出委員は再任回数制限無し、その他の個人委員は再任1回までとする。</u>

改正前		⇒	改正後		
委員区分	再任回数		委員区分	再任回数	
				自治協条例上	自治協運営指針上
コミ協選出委員	2回	コミ協選出委員	再任することができる	制限なし	
公共的団体選出委員	1回	公共的団体選出委員			
学識経験者		1回(※)	その他委員		
公募委員					
その他委員					

(※) 委員の知識や経験等から他の者には替えがたいと認められる場合は、2回以上の再任を可とする

（3）位置づけについて

改正趣旨	改正前	改正後
委員要件や諮問・建議事項を柔軟に決められるようにする。	<u>地方自治法に基づく協議会</u> とする。	<u>自治法に縛られない本市独自の協議会</u> とする。

3 その他（委員以外の者の会議出席について）

○委員の負担感軽減を図るため、団体選出委員の属する団体の構成員は、必要に応じて本会議や部会へオブザーバー（議決に加わることができない者）として参加することができる旨、運営指針において明確化する。